

第6回市史講座ミニレポート：平成30年9月15日（土）

「荘園のしくみと下地中分」

西田友広先生（東京大学史料編纂所助教）

今回の講座では、松江市史中世史専門委員の一人で、『松江市史』通史編2「中世」の執筆者でもあった西田友広先生にお話をいただきました。



中世では、「荘園（しょうえん）」と「公領（こうりょう）」が登場してきます。荘園とは中央の貴族・寺社が所有していた土地で、公領とは朝廷と国衙が管理していた土地です。西田先生は、荘園の支配・経営にあたった本家・領家・預所・荘官・荘民といった様々な人々が、それぞれの役割を果たしながら、それに応じた収益をその土地から得たことを話されました。荘園を分かりやすくイメージするために、紀伊国（現在の和歌山県）の荘園と伯耆国東郷荘（現在の鳥取県）の絵図を紹介されました。中世の荘園は古代の荘園とは異なり、田の他に山・野・川・海（家・建物も含む）といった地域全体を組入れたものと捉えられていたそうです。

その後、鎌倉幕府が成立し、各地の荘園に地頭が置かれました。当初は荘園を開発した各地の荘官が地頭に任ぜられましたが、承久の乱（1221年）後、西国を中心に朝廷側の所領3000カ所に新たに地頭が置かれます。これらの新補地頭と従来の荘園領主との間で争いが起こるようになりました。地頭の収益は新補率法で定められていましたが、荘園ごとに地頭の立場が異なり、機能分担も異なるという問題がありました。そこで考えだされたのが「下地中分（したじちゅうぶん）」という方法でした。下地中分とは、荘園領主と地頭との間で荘園を分割することです。

ここで西田先生は、松江市内の持田荘と法喜荘という二つの荘園に関する史料から話を膨らませていきました。

持田荘は、松江市の西持田町・東持田町周辺にあった荘園です。この荘園にあった田と荘園を維持するにあたって必要とされた経費などを記した史料が残されています。荘園は納入責任者の名前を元に「名」と呼ばれる単位に編成され、持田荘でも「名」がいくつか見られました。史料に記された地名が現在のどの地域にあたるのかを解説され、持田荘は現在の西持田町と東持田町の東西の谷筋から平野部にかけての範囲であることが分かったそうです。さらに、持田荘の田の数は、他で記された史料とは乖離があるとのことでした。

次に、法喜荘の事例を挙げられました。法喜荘の御内村の一分地頭であった奈古宗重の代官・成光と荘園の預所であった教泉が争うことになり、それぞれが土地を折半するための取り決めを書いた和与状を作成しました。その際、「荘園絵図」や田の記載を記した「坪付別紙」が作成されました。その後双方で作成した和与状を元に、六波羅探題（鎌倉幕府の京都の出先機関）から下知状が出されています。そこには宗重分領の田畠・山野・荒野を折中して教泉が訴訟を停止すること、この状に背く場合は相互罪科に問うことなどが記されていました。

下地中分の場合には、さらに山林などを区分する際に問題が発生していたそうです。従来は、下地中分が導入されたことで地頭の力が強くなったとされていましたが、逆に、荘園領主側が地頭の動きを排除したとも言えるようです。

「荘園」・「下地中分」といった言葉は日本史の教科書に必ず登場しますが、それらをどのように説明するかは、学校の先生方を悩ませてきました。今回の講座では、教科書にはわずか 1～2 行で書かれていることを丁寧に説明いただき、詳しく説明するとこんなに沢山話すことになるのだと驚かされました。